

近世以前の日本の土木遺産の総合調査（第一報）*

Survey of Civil Engineering Heritage in Japan Constructed before 1867

劉 瑜**・樋口輝久***・馬場俊介****

By Yu LIU, Teruhisa HIGUCHI and Shunsuke BABA

概 要

日本の土木遺産調査は、近代土木遺産の調査が先行して行われ、近世以前の土木遺産の調査について何度も話題にはのぼったものの、実施に移されことなく今日に至っている。事情は、土木学会でも、文化庁でも同じで、近世以前の土木遺産を全国的に調査しようとする機運には達していない。一方、平成 15 年に制定された「景観法」により、地域の文化的・歴史的・伝統的構築物として、土木遺産の占める地位は向上し、またもう一方では、地元の認識不足により、せっかく残っている近世以前の土木遺産が「景観法」による保全の対象となっていないばかりか、文化財指定もなされず、圍場整備等の効率化事業の犠牲になって姿を消しつつある現状は、以前と何ら変わりはない。

著者らの研究室では、こうした現状に鑑み、かつて（平成 3 年）、近代土木遺産の調査を土木学会関係者としては初めて実施した経験を踏まえ、平成 18 年度より、近世以前の土木遺産の全国調査に乗り出すことにした。本論文は、その第一報であり、調査の対象、調査の方法論、保存状況や保存方法、今後確立されるべき評価方法の方向性などについて得られた知見から構成されている。

1. はじめに

日本の土木遺産調査は、喪失に対する緊急性もあって近代土木遺産から開始され（平成 3～10 年）、それが終了した時点で、『日本の近代土木遺産—現存する重要な土木構造物』の土木学会による出版と、同じく、土木学会による選奨土木遺産の継続的顕彰制度の創設が同時に叶えられた（平成 12 年）。

その後、何度か、近世以前の土木遺産の調査について話題にはのぼったものの、土木史研究に係わる研究者への過重負担の問題もあり先送りされてきた。結果として、近世以前の土木遺産が選奨土木遺産の対象となることはなかった。文化庁行政においてはもっと深刻で、史跡指定や一部の有形登録文化財を除けば、建造物として重要文化財に指定される近世以前の土木構造物は皆無に等しい状況に置かれてきた。その理由は、近世以前の土木遺産の調査が行われていないため、明確な価値判断の理由付けが立たないからというものであった。

こうした状況の弊害は、近世以前の土木構造物がほとんど“土”と“木”でできていて、残存しているものはごく僅か、そして、その僅かなもののほとんどは史跡指定されているという仮定状況下にあっては、安心して

られるもので、現役で使われていることの多い近代土木遺産に比べて緊急性は低いと考えられてきた。しかし、西日本の石造文化圏においては、今日においても使われないまま残存している近世以前の土木遺産は数多くあり、しかも、その多くは、文化財指定も何も受けていない状況が次第に明らかになってきた。

しかし、これらの施設の大半は農業遺構であり、圍場整備の進展とともに、その価値を云々されないまま、未だに、“いつの間にか消えてしまっている”ような状況が続いているのが悲しい現状であることも分かってきた。

こうした状況に照らして、著者らの研究室では、平成 18 年度より、近世以前の土木遺産の全国調査に着手することにした。第三著者は、平成 3・4 年度に、全国に先駆けて「中部 5 県の近代土木遺産調査」¹⁾を実施し、その体験（調査依頼、調査内容、評価基準）を踏まえて、平成 5～10 年度に、土木史研究委員会の小委員会でも全国調査を実施した。その結果に基づき、鉄道橋梁、鉄道トンネル、鋼道路橋などについては、既往の専門家の意見を聞きつつ、2000 余件の重要構造物を選出し、『日本の近代土木遺産—現存する重要な土木構造物 2000 選』²⁾という形でまとめたのは第三著者であった。その後も、web 上でデータの追加等を継続的に実施、平成 17 年 12 月には『日本の近代土木遺産—現存する重要な土木構造物 2800 選 [改定版]』³⁾も刊行した（評価方法のプラス面とマイナス面を痛感するに至った）。第三著者は、さらに、

*Keywords: 近世以前、土木遺産、全国調査

** 岡山大学大学院環境学研究科博士後期課程
(〒700-8530 岡山市津島中 3-1-1)

*** 正会員 博士(学術) 岡山大学大学院助教(同上)

**** 正会員 工学博士 岡山大学大学院教授(同上)

文化庁の主宰する近代化遺産（建造物等）総合調査にも参画し（8府県）、いろいろな調査の方法論を眺めてきた（最も確実な調査方法を把握するに至った）。

今回の調査にあたっては、こうした経験から得られたノウハウをすべて活かす形で、調査依頼先、調査票の様式、調査依頼法、調査対象構造物を選定した。現時点（2007年3月末）で、調査を開始してちょうど1年が経過した。まだまだ不満足な状況にはあるが、これまで分かったこと、つまり、今後、近世以前の土木遺産特有の現象として、保存・活用、評価方法に活かすべきポイントを紹介し、発表会の場でいろいろなご批判を伺った上で、今後の方向性を定めて行きたいと考えている。

2. 調査の方法論

本章では、調査依頼先、調査票の様式、調査依頼法、調査対象構造物の選定方法について、詳しく説明していきたい。

（1）調査依頼先

時間的に限られているため（第一著者の博士論文執筆のための研究として実施）、先行的な調査は行わず、一気に、日本全国の47都道府県に対し、同時に調査を実施した。

土木学会の全国調査では、各都道府県単位に依頼を行ったが、文化庁が各道府県に対して実施した調査では、各市町村単位に依頼している。前者の場合、回収率は県単位で上下するが、後者では市町村単位で上下し、結果として回収率は向上する。この経験を踏まえ、今回の全国調査では、平成18年度3月以降に合併した各市町村を対象に、直接調査依頼を行うという手法を採用した。

調査を依頼する部局は、土木学会の場合、土木関連部局、文化庁の場合、教育委員会であったが、近世以前の土木遺産の場合、現役であることは稀なので、各教育委員会に依頼することにした。

（2）調査票の様式

調査票は、細部にこだわるほど回収率が悪くなる傾向があるため（完璧な調査票を作ること自体が、研究の自己目的化すると、結局は調査自体が破綻する）、可能な限り簡単なものとし、後で問い合わせられるよう、問い合わせ先を明記してもらうことを最優先した。

また、市町村行政の財政難に配慮し（コピーと郵送料）、メールでの回答も可能なように配慮した。

（3）調査依頼法

36の道府県で近代化遺産調査が実施され、土木遺産とは何かの認識が教育委員会にもできているとは考えたが、それでも、いきなり調査票だけを送り付けても、とまどうことは目に見えていたので、調査依頼を行う際、調査票に添えて、該当する市町村のある都道府県ごとの「既知の土木遺産リスト」を同封することにした。

リストの作成にあたっては、1867年以前に完成した土

木構造物（内容は後述）の中で、①国指定の史跡、重要文化財、名勝、有形登録文化財になっているもの、②都道府県指定の史跡、重要文化財、③web上で調べられる限りの市町村指定の史跡、重要文化財、④既往の各種調査報告⁴⁻²⁰⁾に含まれている文化財指定を受けていない土木遺産、⑤web上で各種のキーワード検索で見えてきた文化財指定を受けていない土木遺産、を参照にした。この事前調査に4月～12月までの9ヶ月を要した。

事前調査が終了した都道府県から順に、調査依頼を送っていた。回答のあったもので、内容の不明確なものについては、現在問い合わせ中である。

（4）調査対象構造物

近世以前の土木遺産の場合、その内容が（対象となる構造物）が、近代土木遺産と大きく異なるであろうことは、当初から予測していた。しかし、実際、選定に入ると、どこまでを加え、何を外すかが大きな問題となった。大きなものでは、古墳と庭園は外し、山城や碑は入れることにした。特に、古墳は、古代の土木事業の代表的な存在なので、入れるべきかどうか迷ったが、天皇陵は別として小規模な古墳は明らかに墓であり、個人の所有物であるという観点から除外した。庭園は、土木から少しズレていることと、個人庭園まで入れればきりが無いということから除外した。逆に、山城は、近代における砲台の前身として加えたが、調査の進行に伴い、あまりに数が多いことから、除外すべきだったとも考えている。碑は、本体構造がなくなった後に立てられた記念碑のことで、史跡的な価値を考えての決定であった。“現存”に限るとした近代土木遺産との大きな相違点はここにある。

具体的には、以下の12種類の構造物を調査対象物とした。

①街道：街道筋（道路線形）、並木、石畳・階段、切り通し・石擁壁、一里塚・道標、古代道路の発掘遺構など

②道路橋：石アーチ、石剝橋、石桁橋、その他の各種の橋（復元・再現を含む）、親柱・橋脚の遺構、古代橋の発掘遺構、記念碑など

③道路隧道：洞門（素掘隧道）、片洞門、記念碑など

④舟運：掘込港湾、雁木・護岸、防波堤、舟屋、常夜灯、川港、水制、渡し場、川浚い、運河、閘門、記念碑など

⑤農業：取水堰、各種水門（分水樋門、排水樋門）、干拓地（締切堤防、排水樋門、遊水池）、溜池、用水路、切通し、水路トンネル、サイフォン、懸樋（水路橋）、猪垣、記念碑など

⑥海岸：防砂壁、防風壁、防波壁、海岸防風林、記念碑など

⑦鉱山：坑道・坑口、各種炉、窯、鉱山関連の擁壁、記念碑など

⑧治水：河川堤防、放水路（洗い堰、排水樋門）、洪水防御用の各種構造物（水制など）、記念碑など

⑨砂防：砂留（砂防堰堤）、記念碑など

⑩上水：取水堰、水路、井戸、各種水門、記念碑など

⑪軍事：城郭石垣、山城、土塁、台場、のろし台、記念碑など

⑫その他：関所・番所跡、石堀、防火壁など

残存状況であるが、記念碑以外は、何らかの形で全部ないしは一部が現存するものに限定した。また、移設されたもの（場合により、発掘物などは博物館内での展示を含む）、大規模な修復を受けたもの（コンクリートで改修されたが、全体の雰囲気の残っているもの）は対象と

した。しかし、全面的に改築されたもの、発掘記録の報告書だけが残し、現地に碑や解説板のないようなものは除外した。

3. 調査結果の一次分析

（1）調査データの収集状況

表－1に、分野ごとのデータ数を示す。表中には、事前調査で把握していた数（「1次」と表示）と、各市町村から寄せられた回答数（「2次」と表示）とを、比較のために分けて示す。全体の件数で見れば、事前調査 1526

表－1 分野ごとのデータ数（事前調査のデータ数と、回答分のデータ数の比較）

分類	道路		橋		隧道		舟運		農業		海岸		鉱山		治水		砂防		水道		軍事		その他		合計	
	1次	2次	1次	2次	1次	2次	1次	2次	1次	2次	1次	2次	1次	2次	1次	2次	1次	2次	1次	2次	1次	2次	1次	2次	1次	2次
北海道	3	1					5		1				2		1				2		6	2	1	1	21	4
青森	5	8					1	1	1										1	4	3		1	11	14	
岩手	16	12				1		2		3			1	1		3			3		4	1	2	1	26	24
秋田	15	5								2	2						1	3	1	3	1	2		25	10	
宮城	9	6				1	3	1	1			1	1		1			1		6		3		22	9	
山形	5	9		1		3		1		5		1	1	1	1	3			1	5	4	2		12	27	
福島	7	9	1				1			4			1	2				1	1	15	2	1		26	18	
新潟	5	8					1	1	2	1			3	2		1			1		11	10	1		24	22
群馬	15	5								3			2					2		10		1		30	8	
栃木	15	2					1		2											8	2	1		27	4	
茨城	9	3		2			1	1	3	4		1		2					5	5	13	7		1	31	26
千葉	6	3		1			2	2	2	3					2	2			2		6	4	6	2	26	17
埼玉	27	22	4	1			8	1	3	3	1		5		4	1			6	3	7	4			64	36
東京	19	18	2	2					3	2	1			1	4	1			19	2	6	4	5		59	30
神奈川	17		1				3	1	1	5	1				1	4			2		3	15			29	25
山梨	2		2			1			2	2					5	2			1		3		6		21	5
長野	24	14		3			1	1	8	6	2	1		1	1	7		1	9	4	8	11	3	2	56	51
静岡	15	11		1			3	1	1	1		3	3	1	2	3			2	1	2	15		3	28	40
愛知	4	13	2	2			3	5	2	6		3	1	3	2	4			5	2	8	7	2		29	45
三重	20	6	1	1			1	1		1	1				1	2			7		4	5		3	35	19
岐阜	17	3					7	2	4	2					4	2			2	5	12	4		1	46	19
富山	10	1					1			1			1			2			3	3	6	2			21	9
石川	3	2			1		2	1		1						2			1	5	2	1			9	12
福井	3	7				1	4			1				6					1	4	4	8		1	12	28
滋賀	10	3											1	1					1		7	3			19	7
京都	5		1				2		1										4		14		1		28	
奈良	8	2	1					1	1						1				4	1	4	3	1		19	7
大阪	7	9	1	1				1		4					1	6			7	3	6	5			22	29
和歌山	10	3		1		1			2						1				1		1				16	5
兵庫	5	5	1	1			1	4	1	4			7	3				1	6	3	19	15			40	36
鳥取	5	4	1		1			2		2											10				16	8
岡山	7	5	8			1	7	3	24	2	1			2	7	2			8	1	24	6	2	1	88	23
島根	9	6		1	1	3	2	3					47	14		4		1	1	2	28	5	2		90	39
広島	6	8					3		3	4		1	5	1	1		35				7	2	3		63	16
山口	13	4	3	1		2	3	2	2	4			2			1					9	5			32	19
香川	3	1				1	1		8	2			9						3		8				32	4
徳島	4	4							4	4			3	2	1				2	2	14	2	3		31	14
愛媛	4	5		1					2	5	1			2		1			1	6	14	15	2	3	24	38
高知	1			1			1		3				3		1						5	3	1		15	4
福岡	17	25	9	3		1	3	3	11	5	2	1	1	1		3			4	4	16	19	2	5	65	70
佐賀	4	2	2						1	5						2			1		2	3	2		12	12
長崎	1	1	17	3			3	2	1	3		2			2				1	2	12	9	4	1	41	23
大分	3	6	32	3		2		1		4			1	1					1	3	5	5		1	42	26
熊本	4	8	74	13		1	3	1	4	15			5			1			4	3	4	7		1	98	50
宮崎	1	5	5	5										2					2	1	3	2	3	1	14	16
鹿児島	2		27				1	1	1	1	2	1	2		1	1			1	5	8	1	5		11	59
沖縄	8	3	2	4			1		3	6					2				17	1	12	3	2	1	18	47
合計	408	277	196	52	3	19	79	46	108	126	14	15	107	49	47	60	35	4	149	79	387	223	67	30	1526	1054
総計	685		248		22		125		234		29		156		107		39		228		610		97		2580	

件に対し、回答数（事前調査と重複しないもの）1054件と、回答数の方が少ない結果となった。その理由は、1821市町村に対し郵送で調査依頼を行ったのに対し、回答のあった市町村数は501（27.5%）、その中で、「該当なし」という回答を除いた、有効回答のあった市町村数が366（20%）と極端に少なかったからである。また、地域別に見ると、北海道・東北で全体の10%、関東19%、中部18%、近畿9%、中国・四国21%、九州23%とばらつきがある。中でも、近畿が異常に少なく、北海道の25件と京都の28件がほぼ同数なのは腑に落ちない。京都の場合、自治体調査の回答数が全国で唯一ゼロなもの、この地域の自覚の低さを物語る直接証拠と言えよう。従って、今後は、近畿地方を中心に、再度、調査の督促を行うなどの対処が必要と考える。

（2）データの構成

表1で、分野ごとの件数比率を見ると、道路（27%）、軍事（24%）の2分野がずば抜けて多く、これだけで全体の半数を占める。これに、橋（10%）、農業（9%）、水道・井戸（9%）を加えれば、全体の8割に達する。これらのうち、地域的な偏りのあるものは橋だけで（九州だけで全国の8割）、あとは、ほぼ均等に残っている。近代土木遺産では、橋だけで4割を占めており、国家の関心がどこに向いていたかの違いが、鮮明に出ている。

（3）既往の文化財

ところで、総計2580件の土木遺産の中で、文化財となっているものの件数を調べると、国指定225件、都道府県指定248件、市区町村指定519件、国登録12件の計1004件となった（全体の39%）。一方、近代土木遺産では、『2800選』のWeb上の最新データでの総件数2933件のうち、国指定79件、都道府県指定26件、市区町村指定64件、国登録253件の計422件（全体の14%）と、文化財の割合は3分の1程度と少ない。これに、土木学会選奨土木遺産の141件（文化財と重複したものを省く）を加えても563件（19%）と、近世以前のほぼ半分の割合である。このように、近世以前の土木遺産の特徴は、既に文化財指定がなされているものが多いことにある。

また、文化財と認定された分野が異なることも、近世以前と近代の大きな違いである。すなわち、「軍事」（城郭、石垣、山城）は全文化財の30%、「軍事」中の50%を占め、「道路」（道標）も、それぞれ、30%、44%と多い。また、「橋」も、九州に集中する石アーチを中心に、全体の8%あるが、「橋」中では34%と若干減少する。この傾向は、「舟運」「農業」「海岸」「治水」になると、より強くなり、合わせても全体の12%、該当分野の25%となる。双方の数値が低いということは、こうした分野の遺構に対して、文化財との認識が欠けている状況を示唆している。そこで、この状況を示す代表例を3つ選び、次節で紹介しよう。

（4）優れた土木遺構でありながら、文化財にされてこ

なかった事例（年代順）

a) 来原岩樋

〔島根県出雲市、1700（元禄13）年〕



撮影：馬場俊介

天井川として名高い斐伊川の左岸側に造られた運河開門。創建当初の形態が確認できる運河開門としては、岡山の吉井水門（1679年）に次いで古い（当然、見沼通船堀よりも古い）。トンネル（岩樋）の向こうが斐伊川で、手前に水溜池があり、その間（写真のトンネル部と手前の水路）が第一開室に該当している。水溜池から先は、高瀬川と間府川に分かれ、それぞれ入口に開門が設けられていたので、水溜池が第二開室に相当する。このような本格的な二段式の運河開門にもかかわらず、また、建造者の大梶七兵衛（三代目）が地元で顕彰されるような人物でありながら、この岩樋は文化財に指定されていない。実は、この岩樋は、事前調査から漏れていて、出雲市教育委員会からの回答（19件）にも、含まれていなかった。文化財担当者にとって、土木遺構が文化財であるとの共通認識に至っていないことを示す典型例とも言えよう。

b) 内尾大水門

〔岡山県岡山市内尾、1824（文政7）年頃〕



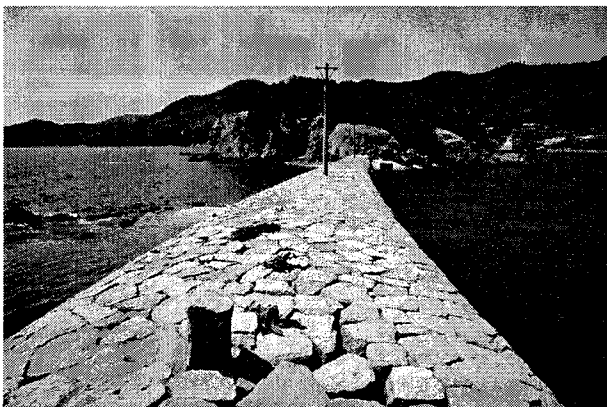
撮影：馬場俊介

著者らの地元にある花崗岩を用いた巨石樋門である。岡山藩が干拓した2番目に大きな興除新田（832ha）の悪水吐用の3連の水門で、写真中央の石梁は、長さ9.6m、断面70cm×60cmの巨大な1本の石材からできている（全国最大）。岡山藩は全国でも最大の花崗岩樋門の分布地で

あり、その中でも群を抜いて大きいことから、シンボルの存在として、その存在はきわめて重要である。第三著者は、岡山大学に赴任以来、県の文化財保護審議会委員の立場も併せて、強く文化財指定を促してきたが、10年経っても全く進展していない。この場合、文化財担当者に価値認識がないという状況は全く当てはまらない。また、次の(c)で述べる鞆港のような、行政上の阻害要因もない。原因は、水門の所有関係がきわめて複雑で、誰も、もつれた糸を解きたがらないからである。

c) 玉津島の波止

〔広島県福山市鞆の浦、1847(弘化4)年〕



撮影：馬場俊介

瀬戸内海航路の一大拠点であった鞆港の最外縁に位置する防波堤。豊後佐伯の柴田宗左衛門によって築かれたもので、中央に玉津島をはさんで、総延長 500mを超える大型の防波堤で、特に、先端部 80mの巻石部は保存状態も最良の部類に属する。この鞆港には、良く知られているように、他にも、大可島から延びる大波止(1791年、1811年)、淀姫神社下の小波止(1791年)、大雁木などの重要な港湾遺構が数多く残っているが、いずれも文化財指定はなされていない。これは、無知によるというより、鞆港の開発の障害にならないための作為によるものと理解している。そういう意味では、(a)～(c)の中で、最も文化財指定が困難な部類に属する。

4. 調査事例の実態

遺産リストの作成と並んで重要な作業の一つが、評価基準の見直しである。中部5県の近代土木遺産の調査の際、第三著者が提唱し、その後、全国調査を進めていく中で、最終的に辿り着いた基準が、(1)技術、(2)意匠、(3)系譜(地域性を含む)というものであった²⁾。しかし、この基準を、近世以前の土木遺産にそのまま当てはめることはできない。少なくとも、系譜、特に、史的な価値には十分配慮を払うべきであろうし、意匠評価に該当するケースは、きわめて少ないであろう。

両者が異なるもう一つの大きな問題は、保存度、真実性(オーセンティシティ)の観点である。近代土木遺産の場合、原則として、現存し、かつ、保存状態のよいものが対象とされた。しかし、近世以前の土木遺産の場合、

現存していなくても、あるいは、保存状態が極度に悪くても、評価の対象として考えるべきかもしれない。この章では、『日本の近代土木遺産—現存する重要な土木構造物 2000 選』、あるいは、『2800 選(改訂版)』では、顧みられなかったような事例を、3つのパターンに分けて紹介することで、その問題点を浮き彫りにしたいと思う。

(1) 後年の改修度がきわめて大きな場合(年代順)

a) 秋月街道古八丁越

〔福岡県嘉麻市、中世由来〕



写真：嘉麻市教育委員会

福岡県甘木市秋月と嘉穂町千手の間にある国道 322 号線(秋月街道)の旧峠道。筑後から豊前を結ぶ道で、長崎街道・薩摩街道に連結する中世以来の九州の幹線ルートであった。秋月街道は、新八丁越を開き、1711(正徳元)年より古八丁越を通行止めとした。現在では、写真のように、石畳も壊れ、荒れ果てた様相を呈している。しかし、歴史的な意義は高いので、現状の如何を問わず、こうした旧街道筋のルートは、貴重な土木遺産とみなすべきであろう。

b) 大津街道杉並木

〔熊本県菊陽町、1588(天正16)年〕



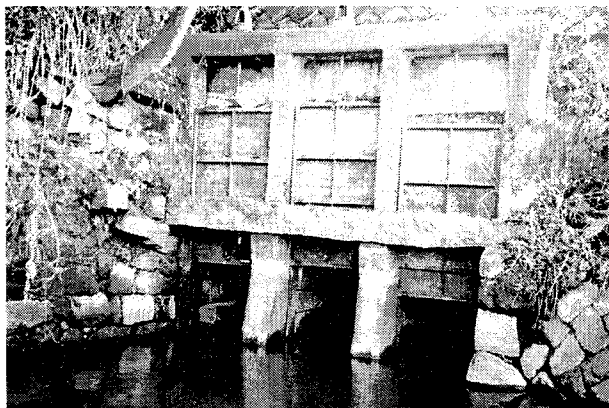
写真：菊陽町教育委員会

加藤清正によって拡張された豊後街道の現状。道幅は 30～40mと、当時の街道としては異例の広さで整備され、大津馬場と呼ばれた区間約 20km にわたって、両側に杉が植えられた。この杉並木は、細川家の時代を通じて、「一枝を斫らば一指を斬るべし。一株を伐らば一首を齧るべし」という形で保護されたため、見事に成長してきた。

しかし、明治以降、伐採が進み、現在では、中央に JR 豊肥本線と県道・熊本～菊陽線が通り、街道のイメージは損なわれている。しかし、杉並木（現在 11km 残存）の歴史的価値は高く、周辺環境の如何に係わらず、重要な土木遺産とみなすべきであろう。

c) 馬場楠井手の取水口

〔熊本県菊陽町、1608（慶長 13）年〕

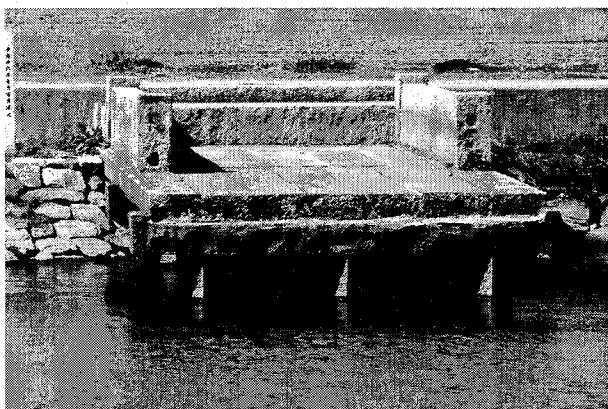


写真： 菊陽町教育委員会

これも、菊陽町に残る土木遺産である。1608 年という創建年代は、全国に残存する各種の水門の中でも、熊本県大津町の下井手の井樋（1598 年）に次いで古い。両者ともに、加藤清正の構築という点も似ている。しかし、本水門は、オリジナルの部分がきわめて少ない。写真の大半を占める梁・柱の部分はすべて鉄筋コンクリートによる昭和期の改修であり、少なくとも右側の石垣は谷積みなので、大正以降の改修である。建造当初のものと推定してまず間違いないのは、3 連の水門内部の側壁に顔を覗かせている梁状の石材だけである。しかし、一部にでもオリジナルと思われる部分が残っている以上、文化財とはならないまでも、国内最古級という点と、加藤清正の関与という点から、土木遺産としては評価されるべきかもしれない。

d) 禎瑞の掛樋跡

〔愛媛県西条市、1773（安永 2）年〕



写真： 西条市教育委員会

愛媛県下に残る唯一の水路橋。近年の河川改修に伴って、水路橋のごく一部を移設（2004 年）したもの。近代土木遺産の場合、こうした一部だけの移設展示は忌避し

てきたが、近世以前の土木遺産では、取り上げる方向で考えている。なぜかと言えば、①そもそも石造水路橋自体、ほとんど残っていないこと、②花崗岩の石桁橋は、瀬戸内の特徴であり、地域性が感じられること、③岡山に残る全国最大の石桁水路橋「田原用水の懸樋」（1697 年頃、県指定史跡）との対比により、水密技術の違いが判ること、などが評価できるからである。

(2) 記念碑的な形で残っている場合（年代順）

a) 鮎の瀬溝取入口旧樋門

〔熊本県多良木町、1295（永仁 3）年〕



写真： 多良木町教育委員会

1295 年と、全国でも飛び抜けて古い樋門の遺構。写真では、左側の 2 本の木の間と、白い碑柱の奥に、計 2 本の巨大な石柱が立っているのが確認できる。水利工事に長けた相良一族が、この地にいたからこそできた事業とされている。写真には写っていないが、この 10 数 m 奥に、「永仁三年五月、鮎之瀬井出碑領主相良頼宗建」という銘文の入った石碑も立っており、皮肉なことに、石碑のみ町指定（建造物）になっている。土木遺産の観点からすれば、石碑だけでなく、2 本の巨大な石柱こそ、貴重な中世の樋門遺構として、高く評価されるべきであろう。

b) 江戸川の矢切の渡し

〔東京都葛飾区柴又～千葉県松戸市、1624（寛永元）年〕

江戸川の両側に田畑を持つ農民が、関所の渡しを通らずに作業ができるよう、利根川水系河川 15 ヶ所に作られた渡し場（農民渡船）の一つ。400 年近い歴史を持ち、現在でも、都内に残る唯一の渡し場として、手漕ぎの和船で人を渡している。兩岸の栈橋も、舟ももちろん当時のものではないが、かつての渡し場のほとんどすべてが消滅した現在、「渡船」というシステムそのものが生き残っていることが貴重。小説『野菊の墓』、映画「男はつらいよ」などでも知られているという大衆性も一つの価値であろう。渡船場については、この他、碑だけ残っている場合がかなりあり、そうした場合の評価も今後の課

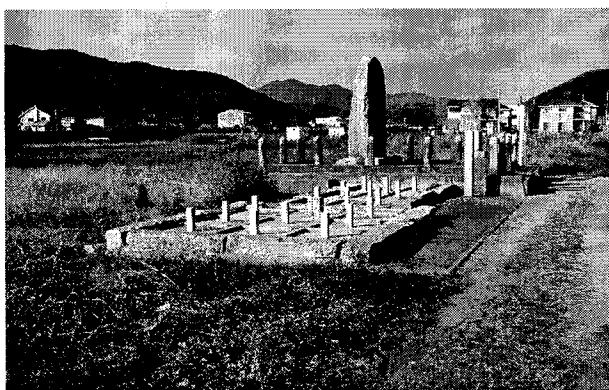


写真： userdisk.webry.biglobe.ne.jp/
002/790/62/1/200409_img_3

題となろう。

c) 友延新田の井田の記念碑

〔岡山県備前市、1666年（寛文）年、市史跡〕



写真： 佐野 浩

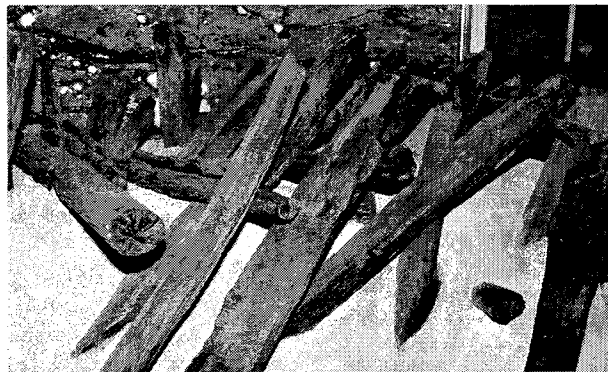
岡山藩主・池田光政によって作られた井田（せいでん）の遺構。井田は中国古代の周（前1046年頃～前771年）の時代に採用されていたとされる伝説的な制度。3×3に9分割した1里四方の田の中央の1区画のみから年貢を取り立てるといふ、農民に寛大なシステムで、儒家によって理想の姿として捉えられてきた。税率11%は、江戸時代の平均40～50%に比べ、異常に低い。従って、藩全体に適用したわけではなく、儒家に傾倒していた光政が、理想の追求のために1ヶ所だけ作ったもの。現在も地割りはそのまま残り、中央に幕末期の儒家・山田方谷撰文の石碑（備前市指定史跡）が立つ。こうしたものも、石碑ともども、土木遺産の一種として捉えるべきであろう。

（3）博物館に展示されている場合（年代順）

a) 津寺遺跡の旧足守川左岸堤防

〔岡山県岡山市、7世紀頃〕

山陽自動車道の岡山JCTの建設工事に伴い、大規模な発掘調査が行われた際に出土した河川堤防の遺構。全長100mにわたる堤防は、層状の盛土の間に樹皮や粗朶を入れ、長さ1～1.5mの杭（あべまき）を列状に打ち込むという手法が採用された。その遺構の一部が、岡山県古代吉備文化財センターに展示されている。木材は、劣化防止処置が必要なことから、近世以前の土木遺産の保存法

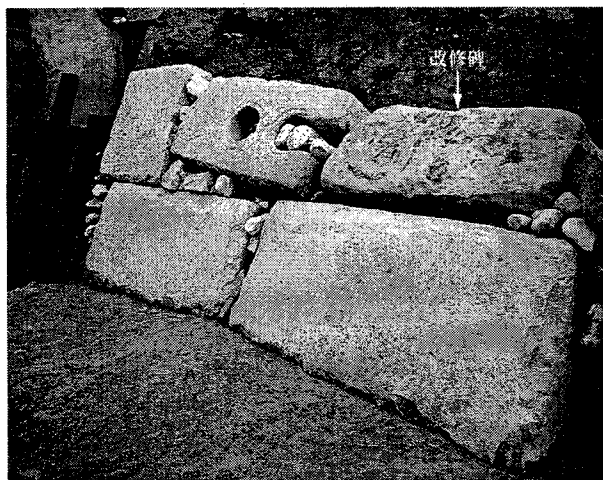


写真： 馬場俊介

の一つのあり方として、肯定的に捉えるべきであろう。なお、直線で15kmほど東にある百間川の河川敷で発見された米田遺跡の河川堤防遺構（鎌倉期のものと推定される）でも、同じような構造が見られたことから、この地方では定番的な堤防構築法であったことが判る。

b) 狭山池中樋の石組中に組み込まれた旧改修碑

〔大阪府狭山市、1202（建仁2）年〕



写真： 狭山池博物館

日本最古のダム式溜池である狭山池の大規模な改修（1988～2002年）に伴う発掘調査の結果、東樋、旧東樋水路、中樋、西樋が発見され、処理をした上で狭山池博物館に移された。いずれも、博物館展示という点では同程度に重要であるが、ここでは、中樋の石組を取り上げる。それは、発掘された石組中に、重源による改修の詳細を刻んだ改修碑が入っていたからである。つまり、中樋の遺構は、中樋が造られた1608（慶長13）年の土木遺産というだけでなく、1202年に重源による改修が行われたことを証拠立てる石碑まで含むことで、より価値の高いと判断される。こうした価値判断は、近代土木遺産にはなかったものである。

c) 後楽園の排水樋管

〔岡山県岡山市、1692（元禄5）年頃〕

2006年に発見された、後楽園用水の排水樋管（木管）の呑口の遺構。四角断面で、底板、側板に比べ、天板が雑に作られていた様子がわかり、面白い。今後、吐口側



写真：馬場俊介

まで堤防を開削して発掘し、全体構造を取り出した後、保存処理した上で博物館に展示される予定である。木造遺構の場合、他に選択肢がないので、今後、土木遺産の重要性の認識が高まるにつれ、この種の保存方法が増えていくことが予想される。

5. 結論

今回、近世以前の土木遺産の全国調査の第一報ということで、おおまかな概要と、データの収集状況とその傾向、今後、近世の土木遺構に特有の評価基準を考えていく上でのヒントのようなものが明らかになった。再度整理すると、

- ① 事前の資料調査と、文書による依頼調査で、2500件程度のデータは集まったが、情報の精度は大きくばらついており、かつ、文書調査の回収率がきわめて低いという問題を抱えている。従って、文書による追加調査は必須であろう。
- ② 収集データを見る限り、既往の文化財がかなりの比率を占めている。これは、近代土木遺産に比べて3倍近い割合だが、調査が進行してもこれ以上増える可能性は少ないので、データ数の増加とともに、近代土木遺産のレベルまで低下していくであろう。
- ③ 収集データの分野には、かなりの偏りがある。それは、特に既往の文化財や、文書調査の場合、文化財担当者の思い込みが大きく影響しているものと思われる。すなわち、実用目的で造られた土木遺構に対し、それが文化財であるとの認識に乏しい現状は、近代化遺産の調査が8割方終了した現時点においても、あまり変わっていないことを示している。
- ④ 近世以前の土木遺産の価値を判断するにあたり、近代土木遺産のようなリジッドな枠組みではなく、より柔軟に対応すべきことが明白になった。すなわち、本稿では、(1)後年の改修度がきわめて大きな場合、(2)記念碑的な形で残っている場合、(3)博物館に展示されている場合、の3つに分けて評価基準の方向性を吟味した。
- ⑤ 今後は、より多くの具体例にあたり、評価基準の原案を作成することになっている。

謝辞

文書によるデータ収集に協力いただいた各市町村の教育委員会の文化財担当者各位には、多忙なかたの余分な調査にご協力いただいたことを、心から感謝したい。また、島崎武雄氏には、『平成12年度 歴史的港湾環境施設調査報告書』(国土交通省港湾局環境整備計画室、(財)港湾空間高度化環境研究センター)の入手でお世話になった。心からの謝意を表したい。

参考文献

- 1) 「近代土木遺産調査報告書—愛知・岐阜・三重・静岡・長野—」, 馬場俊介, 1994
- 2) 『日本の近代土木遺産—現存する重要な土木構造物2000選』, 土木学会土木史研究委員会(編), 土木学会, 2001
- 3) 『日本の近代土木遺産—現存する重要な土木構造物2800選〔改定版〕』, 土木学会土木史研究委員会(編), 土木学会, 2005
- 4) 『歴史的港湾整備計画調査報告書—歴史的港湾施設資料集』, 日本港湾協会, 1985
- 5) 『平成12年度 歴史的港湾環境施設調査報告書』, 港湾空間高度化環境研究センター, 2001
- 6) 『水土を拓いた人びと—北海道から沖縄までわがふるさとの先達』, 農業土木学会, 農山漁村文化協会, 1999
- 7) 『港湾遺産』, 社団法人日本埋立浚渫協会40周年記念事業WG, 2002
- 8) 『石橋は生きている』, 山口祐造, 草書房, 1992
- 9) 『国造りの歴史—中部の土木史』, 土木学会中部支部, 名古屋大学出版会, 1988
- 10) 『信濃路をゆく—みちづくりと沿道の歴史をたずねて(上)』, 野村和正, 長野県建設技術センター, 1993, p.148
- 11) 『矢作川』, 愛知県豊田土木事務所, 1991, p.98・195
- 12) 『木曾三川の治水歴史を訪ねて』, 建設省木曾川上流工事事務所, 1985
- 13) 『飛騨文化自然誌調査情報誌』, 国土交通省中部地方整備局高山国道工事事務所, pp.43-64
- 14) 『濃飛の文化財(第31号)』, 太田三郎・児玉貞治, 岐阜県文化財保護協会, 1991, p.65
- 15) 『加賀辰巳用水東岩隧道とその周辺』, 高堀勝喜, 加賀辰巳用水東岩隧道周辺調査団, 1989
- 16) 『大阪府狭山池博物館—常設展示案内』, 大阪府狭山池博物館, 2001
- 17) 『福山藩の砂留—その歴史的背景と構造』, 広島県土木建築部砂防課, 1997
- 18) 『鞆の浦の自然と歴史』, 福山市鞆の浦歴史民族資料館, 2002, pp.34-35
- 19) 『史跡周防灘干拓遺跡・名田島新開作南蛮樋保存管理計画策定報告書』, 山口市教育委員会, 1998, p.68
- 20) 『高松歴史21景』, 高松歴史21景選定委員会, 高松大学出版会, 2002